

## 出雲市農業委員会（第2期）第26回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和4年(2022)9月26日(月) 午後1時23分から午後2時20分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(23名)

|       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大梶 泰男 | 石飛 政樹 | 松本 尚幸 | 原 孝治  | 河原 基  |
| 岡田 征記 | 落合 光啓 | 佐野 芳夫 | 岡 正   | 水 壯   |
| 石飛 忠宏 | 渡部 靖司 | 上野 正夫 | 天野 明浩 | 塩野 一男 |
| 板垣 房雄 | 今岡 充  | 持田 守夫 | 江角 昭夫 | 伊藤 美樹 |
| 青木 敏男 | 若槻 博美 | 遊木 龍治 |       |       |

4 欠席委員(1名)

松井 幸男

5 提出議題

(1) 報告事項

報第83号 会長専決処分の報告

報第84号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第85号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第86号 農地法第43条第1項の規定による届出について

報第87号 農地法第4条の規定による農地等の許可の取消について

(2) 議案審議

議第174号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第175号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第176号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第177号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第178号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第179号 非農地証明について

議第180号 相続税の納税猶予の適格者証明申請の決定について

会長あいさつ

## 6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号7番の落合光啓委員と8番佐野芳夫委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第83号会長専決処分の報告、報第84号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第85号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第86号農地法第43条第1項の規定による届出について、報第87号農地法第4条の規定による農地等の許可の取消についてを一括して報告します。

報第83号会長専決処分について、報告いたします。第25回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、第5条3件及び事業計画変更2件については、島根県農業会議第78回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、第5条3件及び事業計画変更2件を、常設審議委員会における決定日の9月12日付けで許可決定しております。

以上、報告といたします。

議長 続いて、報第84号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第84号について、説明します。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号53番から72番の20件の通知がありました。内訳としては、転用申請のためが16件、契約内容の変更のためが1件、貸人の都合が1件、売買のためが1件、中間管理機構への移行が1件となっています。転用申請のためとなっている16件のうち、受付番号55～62番の8件は出雲西高等学校のグラウンド建設を目的とされています。また、受付番号65～69番の5件については新工業団地事業用地としての利用を目的とされています。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告いたします。

議長 続いて、報第85号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第85号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。

第26回総会報告事項の4ページから7ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号99番から110番までの12件でした。権利の取得事由は、12件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。

受付番号100番については、一部あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、9月8日付けで通知を出しております。以上、報告いたします。

議長 続いて、報第86号農地法第43条第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

吉川主任 それでは、報第86号について、ご説明いたします。報告事項の8ページをご覧ください。今月は、1件の届出がありました。まず、制度について簡単にご説明します。通常は、農業用ビニールハウス内の底面をコンクリートにする場合は、転用許可を受けなければなりません。平成30年の法改正により「農作物栽培高度化施設」として一定の基準を満たす施設については、事前に農業委員会に届出を行うことで転用許可なく設置できるようになりました。この一定の基準とは、施設の棟高が8.0m以内、軒高が6.0m以内であるといった高さの基準や日光を通さない素材のビニールハウスの場合は、隣の農地に日影を生じさせないといったものがあります。この届出が受理された農業用ハウスは、農地として扱われますので、固定資産税は引き続き農地として課税されます。農業委員会としては、この施設に対して毎年の農地パトロール等で現地確認をすることになります。現地確認では、届出内容のとおり使用されているか確認し、計画に則した状態でない場合は指導の

対象になります。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。報告事項8ページの受付番号1番です。資料は8ページから11ページをご覧ください。場所は荒茅町の畑2筆です。案内図は9ページです。建築予定の施設は長さ25.0m、間口7.2m、棟高3.8m、軒高1.9mのビニールハウスが2棟と長さ14.0m、間口7.2m、棟高3.8m、軒高1.9mのビニールハウスが1棟です。ビニールハウスの面積は計460.08㎡です。ビニールハウスの屋根及び壁面は光を通さない素材です。建築後は菌床シイタケを生産する計画です。施設の内部には、菌床シイタケの栽培棚が36個×2列と空調設備等を設置する計画です。なお、本件については、出雲市のチャレンジ事業の活用により、遊休農地を解消された案件になります。本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から2週間以内とされております関係上、事務局で内容を確認し、要件を満たすものとして9月5日付で通知を出しています。説明は以上です。

議長 続いて、報第87号農地法第4条の規定による農地等の許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

後藤主事 報第87号について、ご説明いたします。第26回総会報告事項の12ページをご覧ください。農地法第4条の規定による許可の取消願が1件ありました。受付番号2番は、平成18年5月15日付で許可した案件です。転用目的は、倉庫・物置でした。取消理由は、転用許可後、事業実施前に周囲の状況が変わり、事業計画を断念したためです。取消後は、畑地として利用される計画です。なお、この農地は議題177号の151番農地法5条の許可についての関連となっています。また5条の審議の際に担当から説明いたします。以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 続いて、議案の審議を行います。それでは、議第174号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長

議第174号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、9月30日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。まず、賃借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の賃借権の行をご覧ください。設定合計は3筆、3,131㎡、うち新規の設定が2筆、927㎡、再設定が1筆、2,204㎡です。この内訳については2ページの別表①の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が1筆、2,204㎡中間管理事業分合計が、2筆、927㎡となっております。続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の使用貸借権の行をご覧ください。設定合計は、23筆、28,714㎡、うち新規の設定が3筆、4,690㎡、再設定が20筆、24,024㎡です。この内訳については3ページの別表②の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が10筆、10,691㎡、中間管理事業分合計が、13筆、18,023㎡、うち中間管理事業一括方式分が2筆、1,634㎡となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計の総計欄の一番下、合計をご覧ください。26筆、31,845㎡です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。8ページの「農用地利用集積計画所有権移転」及び9ページの「所有権移転総括表」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は、1筆、2,842㎡です。以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。また、前回までの総会で決定いただきました、農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画(案)」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。説明は、以上でございます。

議 長           ご質問、ご意見はございませんか。

議 長           質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第174号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長           挙手全員と認めます。よって議第174号を承認いたします。

議 長           次に、議第175号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事       それでは、議第175号農地法第3条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。第26回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が4件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページをご覧ください。なお、備考欄に※印で記載のあるものにつきましては、令和4年7月25日の総会にて別段面積の適用を決定した土地でございます。受付番号65番について説明します。譲渡人は、自宅から通いにくいことによる耕作不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。つづいて受付番号66番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。つづいて受付番号67番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がイチジクを栽培される計画です。受付番号68番について説明します。譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が季節野菜を栽培される計画です。以上、受付番号65番から68番については、3ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長           ご質問、ご意見はございませんか。

議 長           質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第175号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第175号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を承認いたします。

議 長 次に、議第176号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 それでは、議第176号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。第26回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、8件の申請がありました。議案書は4ページ、参考資料は1ページから16ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている1件について、10月に開催予定の第79回常設審議委員会に諮問する予定です。なお、説明案件はございません。なお、事後追認の案件が6件あります。受付番号32番の案件は、平成9年頃から一部を駐車場及び農業用倉庫として利用してきたものです。受付番号33番の案件は、平成10年頃当初は農業用の収納庫として利用してきましたが、近年は家財を入れたり、資材置場として利用したりしていたものです。受付番号34番の案件は、平成17年頃から事務所・倉庫・資材置場として利用してきたものです。受付番号35番の案件は、平成17年頃から自家用駐車場用地として利用してきたものです。受付番号38番の案件は、昭和59年頃から個人住宅敷地として利用してきたものです。受付番号39番の案件は、昭和51年頃から個人住宅敷地として利用してきたものです。いずれの申請も事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号32番から39番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 説明のあった案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第176号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第176号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議長 次に、議第177号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第178号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 議第177号について、ご説明いたします。議案書は5ページから13ページ、説明資料は1ページから18ページ、参考資料は17ページから64ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が30件、賃貸借権の設定が3件、使用貸借権の設定が7件の合計40件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている10件について、10月に開催予定の第79回常設審議委員会に諮問する予定です。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書5ページの受付番号142番です。説明資料は1ページから3ページをご覧ください。転用場所は大島町の畑4筆です。案内図は2ページです。転用目的はデイサービス施設です。面積は転用面積が1,772㎡、所要面積が2,504.10㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。土地利用計画との調整は、令和4年6月に農業委員会総会で審議済です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で福祉事業を営む法人です。この度、既存のデイサービス施設の隣接地である申請地を取得し、園庭及び駐車場を整備する計画です。資金計画については、所要資金額420万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書6ページの受付番号143番です。説明資料は4ページから6ページをご覧ください。転用場所は荒茅町の畑1筆です。案内図は5ページです。転用目的は、資材置場です。面積は転用面積・所要面積ともに180㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。事業計画についてご説明いたします。事業者は建築業を営む個人です。この度、道路が広く住宅が密集していない申請地を取得し、資材置場を整備する計画です。資金計画については、所要資金額270万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、現金で確認しています。本案件については、事業計画者と許可申請の前に事前相談を行い、許可の基準を満たしていないことを説明しましたが、不許可になるのであれば、それでも構わないので総会に諮り結論を出してほしいとのことでしたので、議案として提出するものです。農地転用許可基準に基づく検討をしたところ、農地区分は第1種農地に該当しますので、農地法第5条第2項により、原則として農地転用を許可しない土

地と位置づけられております。同項ただし書きの不許可の例外のうち、農地法施行規則第33条第4項の「集落接続」に該当するか検討しましたが、事業計画者は集落外に居住しており「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設」には該当しないものと考えます。また、その他の不許可の例外にも該当しないものと考えます。

議案書7ページの受付番号151番です。説明資料は7ページから9ページをご覧ください。転用場所は斐川町併川の田5筆、畑4筆です。案内図は8ページです。転用目的は建売分譲敷地です。面積は転用面積が1,641㎡、所要面積が2,700.36㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整は、令和4年6月に農業委員会総会で審議済です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は松江市内で宅地建物取引業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得して建売分譲敷地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額2億5,820万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書8ページから10ページの受付番号154番から164番です。説明資料は10ページから12ページをご覧ください。転用場所は斐川町直江の田41筆、畑7筆です。案内図は11ページです。転用目的は工業団地敷地です。面積は転用面積が32,892.60㎡、所要面積が113,226㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整は、令和3年3月に農用地区域からの除外決定済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第36条の「1種3分の1未満」に該当します。事業計画についてご説明いたします。本事業は市の新工業団地敷地造成事業です。この度、開発区域内の申請地を取得して建物敷地、緑地、道路、河川、調整池等の整備を行う計画です。一部の農地については、用地買収に係る手続き上、所有権移転後に分筆を実施する必要があるため、分筆前の地番で申請されています。分筆に係る地積測量図を確認しており、所有権移転後は、測量図に基づき速やかに分筆を実施されます。資金計画については、所要資金額19億円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書11ページの受付番号166番です。説明資料は、13ページから15ページをご覧ください。転用場所は、見々久町の田1筆です。案内図は14ページです。転用目的は、現場仮設事務所です。面積は転用面積・所要面積ともに633㎡です。本案件は、追認案件になります。権利の種類は、賃貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、

農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で建設業を営む法人です。受注した工事のため、申請地を賃借して工事の現場仮設事務所及び倉庫置場、駐車場を整備していますが、許可を受けていなかったことから、この度、手続きを行うものです。資金計画については、所要資金額27万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書12ページの受付番号170番です。説明資料は、16ページから18ページをご覧ください。転用場所は高岡町の田1筆です。案内図は17ページです。転用目的は、共同住宅です。面積は転用面積・所要面積ともに893㎡です。本案件は、追認案件になります。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第46条の「市街地近接」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内に居住する個人です。令和元年9月30日に許可を受けた後、共同住宅1棟を建築していますが、土地の造成後に事業計画者死亡により許可無効となっていたことから、この度、相続人が手続きを行うものです。資金計画については、今後の支出はありません。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第178号について、ご説明いたします。議案書は14ページ、説明資料は19ページから21ページ、参考資料は27ページから28ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が1件、権利の移転設定を伴わない変更が1件の合計2件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている1件について、10月に開催予定の第79回常設審議委員会に諮問する予定です。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書14ページの受付番号24番です。説明資料は19ページから21ページをご覧ください。転用場所は知井宮町の田1筆です。案内図は20ページです。転用目的は、貸工場です。転用面積、所要面積ともに842㎡です。申請地の農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整は、平成2年度に農用地区域からの除外決定済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で土木工事業を営む法人です。当初は、貸倉庫を建築する計画で許可を受けていましたが、借主が見つからず計画を断念することになったものです。この度、隣接事業所へ貸し出す工場及び駐車場を整備する予定です。資金計画については、所要資金額1,200万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。受付番号23番は、農地法第5条の140番とセット案件です。

以上、議第177号のうち受付番号143番以外の39件及び議第178号の2件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 それでは、議題となっています議第177号のうち、1件が許可の例外規定に該当していません。この、受付番号出農第225号の143、1件について、先議案件といたします。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第177号のうち、1件の先議案件について不許可とすることに同意される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第177号のうち受付番号出農第225号の143、1件について、不許可と決定します。

議長 続きまして、議第177号のうち、先ほどの先議案件1件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

石飛忠宏委員 議席番号12番の石飛です。5ページの136番について、古墳の一部用地とは、どういった状況ですか。

吉川主任 申請地の一部が既に古墳の一部として保全対象地となっており、本年3月に文化財指定地として追加指定され、市が文化財として保全していくため、今回取得するものです。

石飛忠宏委員 わかりました。

持田委員 議席番号19番の持田です。先ほどの先議案件とも関わるかもしれませんが、集落接続の規定については、その場所に住んでいないといけないとか、その地域に関係がある方でなければならないという説明でしたが、アパートなどの実際の運用はどうなっていますか。

吉川主任 個人住宅やアパートなどそこに住むということで集落の一員となる転用事業については、これを認めることにしています。アパートについては、市内

で実績のある事業者が行う場合、その集落に人が住むということで、これを認めています。

持田委員 先ほどの先議案件については、住むこともないし、ただ転用したいということで不許可ということですね。わかりました。

議 長 他に何かございませんか。

今岡委員 議席番号18番の今岡です。補足の説明をいただきたいのですが、先ほどの先議案件は1種農地になりますが、県の常設審議委員会の審議案件になるのですか。

吉川主任 常設審議委員会で審議いただく案件は総会で許可相当と決定した案件で、先ほど不許可と決定していただきましたので、諮問はしないこととなります。

今岡委員 わかりました。

議 長 他に何かございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第177号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第177号のうち、先議案件1件を除くすべての案件を許可相当とし許可決定及び承認いたします。また議第178号を決定いたします。

議 長 次に、議第179号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第179号、非農地証明の申請について説明します。議案書の15、16ページ及び説明資料22ページから28ページをご覧ください。今月は2件の申請がありました。

受付番号21番について説明いたします。申請地については議案15ページに載せております。また説明資料の22ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料23ページの

現況写真をご確認ください。申請地は山林で囲まれた谷間にあり、湧水の影響などで水溜まりがあり40年以上耕作されず原野の状態となっており、現地確認は9月8日に岡田農業委員、樋野推進委員、多々納推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号22番について説明いたします。申請地については議案15、16ページに載せております。また説明資料の24、25ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料26、27、28ページの現況写真をご確認ください。申請地は、50年以上耕作されず、樹木が生い茂って、山林の状態となっております。現地確認は9月13日に塩野農業委員、小畑推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号21番、22番の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 岡田農業委員さん、補足はございますか。

岡田委員 議席番号6番の岡田です。先ほど事務局から説明がありましたとおりで、別段補足はありません。

議 長 塩野農業委員さん、いかがでしょうか。

塩野委員 議席番号16番の塩野です。先ほど説明されたとおり、山林と一体化した場所であり、とても農地として復元する事が不可能であると思いました。以上です。

議 長 担当農業委員及び事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第173号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第173号を承認いたします。

議長 次に、議第180号相続税の納税猶予の適格者証明申請の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 それでは、議第180号相続税の納税猶予の適格者証明申請について、説明します。それでは議案17ページをご覧ください。この制度は、相続によって取得された農地の全部又は一部について、今後も引き続き農業経営を行うということで、税務署に申告をし、相続税の納税の猶予を受けるものです。申告書には、相続人が相続税納税猶予の適格がある旨を証するとして、農業委員会による証明書の添付が必要になっています。なお、納税猶予の適用を受けるためには、自らが営農する場合又は利用権等によって貸付けられる農地も適用になりますが、農地としての利用を终身継続することが条件になっています。

個別の案件について、説明します。被相続人の農地を、相続人が相続し、今後も農業を続けるため、相続税の納税猶予の適用を受けたいということで適格証明の申出がありました。案内図を17ページに示しております。申請場所は大津町の田2筆と畑2筆で、面積合計5,324㎡です。なお、対象地内にある建物は、農器具庫になります。現状につきましては、9月12日に遊木農業委員と事務局職員で現地調査を行い、農地として使用されていることを確認いたしました。相続人は、今後も引き続き農業経営を行うものと認められるため、相続税の納税猶予の適格者であると考えます。説明は以上です。

議長 遊木農業委員さん、補足はございますか。

遊木委員 議席番号24番の遊木です。事務局と現地を9月12日に確認しました。農地として牧草等を作ってあり、内容としては、適格ではないかと思えます。

議長 担当農業委員及び事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第180号相続税の納税猶予の適格者証明申請の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第180号相続税の納税猶予の適格者証明申請の決定について、を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時20分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、山田次長、吉川主任、高橋副主任、後藤主事、和泉主事、

高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

---

署名委員

---

署名委員

---